

2400 9500

頁

一

第

在何人内之内用之四段本  
実施也之先之十力も実施場上  
修了致交 湖平本台  
甲勢理 白中

決裁指定

保存期限

保存期限  
決裁指定  
決行指定

房官臣大		課局務主		大臣			件名	番受	政務次官 回付 決裁前連帶 後課名
了結	領受	出提	領受	號番	局長	次官			
昭和 年 二月十九日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 廿六日	昭和 年 月 日	三十四號	局長	次官	政務次官	起元應課名	
(決行決後) 覽同後		帶連		局長			參與官	關東軍	決行決裁後 回覽課名
局長		局長		局長					
長課		長課		主務課長			主務副官 官房御用掛	關東軍	審案 筆記者
長課		長課		主務課員					

陸軍

次官ヨリ内閣統計局長宛照會

現ニ統計事務ニ從事シアル滿洲國總務廳統計  
處製表科雇員丁吉春及實業部總務司文  
書科雇員阿部公敏ノ二名ヲ十月一日ヨリ百日間  
貴局統計職員養成所ニ聽講生トシテ留學  
セシメ度旨滿洲國政府ヨリ關東軍司令部ヲ經  
テ申出有之ニ付可然御取計相成度

陸滿普第八七六號

昭和二年九月廿八日



陸軍省 陸軍部 第三三九四號

昭和十六年九月二十六日 午前六時 陸軍省 陸軍部 第三三九四號

陸軍省 陸軍部 第三三九四號 陸軍部 第三三九四號

陸軍

電報譯

九月二十五日 午前四時四分 午後七時三分 著

第三三九號

宛

發信者 關東軍參謀長

陸軍省 陸軍部 第三三九四號

統計ノ整備改善ニ次具スル目的押送セリ現ニ統計事務ニ從事スル滿洲國總務廳統計處製表課雇員丁吉春及實業部總務處文書課雇員阿部正敏ノ二名ヲ日本内閣統計局統計職員養成所聴講生トシテ十月一日ヨリ一日間同養成所へ派遣ス入所セシメ度ニ付交渉方配慮相煩度内閣統計局ト内交渉済ニ付申添

陸軍電信著信紙 0900

著信局	發信局	指定人名	本
三九	午	フ	又
二八六	カントウグ	ンシレイブ	二一四
リクグ	ンセウレリクグ	ンジカン	コ四時四五分
トミナ	五七二	(トエホノセオケカオホ)	ニシスル
ニシツ	スアウマウヤ	ソウムテウトウケイシヨセイ	ヘウカコインテイキチシユン
テウノ	テイ	キチリンノキチ	ハルナツノハル
シヨカ	コインアベ	マサトシ	(コサトヘンニカ)
日本	内閣統計局	統計	職費
ニオテ	ナイヘトエホ	キタキトエホ	シホハヨオラトサユ
ヒヨリ	一〇〇ヒカン	(トキヘヨオラトサユ)	ヘアイハアユ
キホ	カシメハエ	スアウツオエ	ナイヘトエホ
ソ	カテウ		



注意  
 受付員が...  
 受付時刻...